

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等
における木材の利用の促進に関する法律
(都市(まち)の木造化推進法)の概要

～ ^{も り}森林を活かした^{ま ち}都市等の ウッド・チェンジ ～



令和7年4月版

林野庁

はじめに

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律が制定されて10年以上経過し、耐震性能や耐火性能等の技術革新、建築基準の合理化等により、木材利用の可能性が大きく広がっています。

また、2020年10月、我が国は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロとする「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2021年10月には「地球温暖化対策計画」を策定しました。森林はCO₂を吸収し、固定するとともに、木材として建築物などに利用することで炭素を長期間貯蔵可能です。加えて、省エネ資材である木材の利用等はCO₂排出削減にも寄与します。

戦後植林された国内の森林資源が本格的な利用期を迎える中、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を進め、人工林の再造林を図るとともに、木材利用を拡大することは、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、林業・木材産業の活性化を通じて、地域経済の活性化にもつながります。

こうしたことを背景として、2021年6月、木材利用促進の対象を公共建築物から、民間建築物を含めた建築物一般に拡大するための法改正が行われ、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（都市（まち）の木造化推進法）として、10月1日に施行されました。

改正法施行日である10月1日には、農林水産大臣を本部長とし、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣を本部員とする木材利用促進本部が開催され、同本部において、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針が策定されました。

これにより、本部員の主務省をはじめとして、政府が一体となって基本方針に基づく木材利用促進に取り組んでいくこととしております。

今般の法改正では、建築物における木材利用をより一層促進するため、新たに「建築物木材利用促進協定」制度が創設され、事業者等は、国又は地方公共団体と協定を締結することができるようになりました。

本ハンドブックでは、この協定制度を中心に、木材利用をめぐる現状から法改正の概要、優良事例まで幅広く解説していきます。

ウッド・チェンジ（※）を合言葉に豊かでサステナブルな都市づくり、活気あふれる山村づくりを進めてまいりましょう。

※ 建築物を木造化・木質化する、身の回りのものを木に変える、木を暮らしに取り入れるなど、木の利用を通じて持続可能な社会へチェンジする行動を指します。



目 次

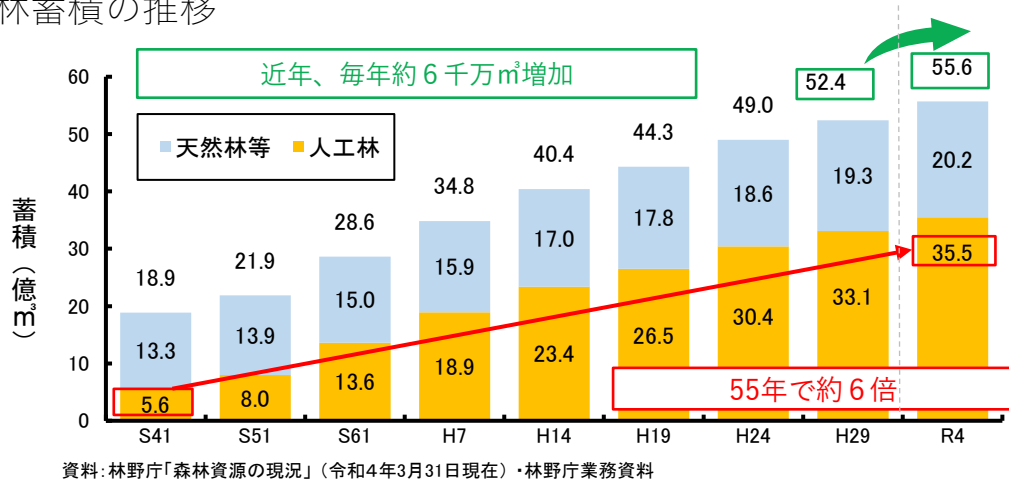
1	木材利用をめぐる状況・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	法改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3	国の基本方針について・・・・・・・・・・・・・・・・	10
4	建築物木材利用促進協定制度について・・・・・・・・	12
5	建築物における木材利用の優良事例情報・・・・・・・・	22
6	その他の情報URL・・・・・・・・・・・・・・・・	22

1 木材利用をめぐる状況

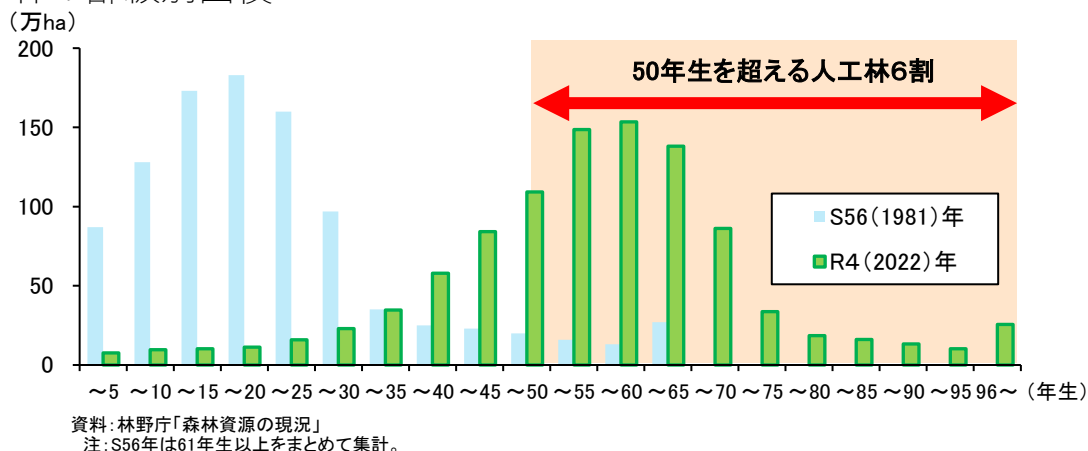
森林資源の現況

- 森林資源は人工林を中心に蓄積が毎年約6千万 m^3 増加し、現在は約55億 m^3 。
- 人工林の半数が50年生以上となり利用期を迎えている中、「伐って、使って、植えて、育てる」持続可能な森林経営のサイクル構築が必須となっています。
- そのためには、木材利用を促進し、山元へ再造林のための資金を還元する必要があります。

■ 森林蓄積の推移



■ 人工林の齢級別面積



■ 伐って、使って、植えて、育てる



木材利用の意義

- 木材の利用拡大等を通じ、森林資源を循環利用することで、様々なSDGsに貢献。
- 木造建築物は、規模や設計等の工夫によって、非木造の場合よりも低コスト・短工期で整備できる場合もあります。
- 木造や木質化を採用した施設や店舗等では、ビジネス面での効果が期待できます。

我が国の森林の循環利用とSDGsとの関係



注1：アイコンの下文言は、期待される主な効果等を記載したものであり、各ゴールの解説ではない。
注2：このほか、ゴール1は森林に依存する人々の極度の貧困の撲滅、ゴール10は森林を利用する権利の保障、ゴール16は持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進等に関連する。ここに記載していない効果も含め、更にSDGsへの寄与が広がることが期待される。

■ 木造と非木造（鉄骨造）のコスト比較例（保育室の試算）

■ 木材利用によるビジネス面での効果

- 実在する木造の保育園の保育室について、鉄骨造（内装木質化）で再設計して工事費を試算し、比較を実施。
- 木造の方が建物の重量が軽減され、基礎工事が鉄骨造より安くなった。また、木造の方は、構造物等をあらわしにすることにより内装の木質化を省くことができる部分があるため、木造の方が下地・内外装工事が安くなった。



室名・面積	保育室・335㎡		㎡単価比
構造種別	鉄骨造	木造	木造/鉄骨造
構造特徴	ラーメン構造	製材・重ね材トラス造	-
合計㎡単価	100,679円	80,342円	0.80
上部㎡単価	77,478円	61,144円	0.79
躯体	34,661円	31,834円	0.92
下地	12,820円	8,160円	0.64
内外装	29,997円	21,150円	0.71
基礎㎡単価	23,201円	19,198円	0.83

※比較の条件等、詳細な内容については、（一社）木を活かす建築推進協議会ホームページ参照。
<http://www.kiwoikasu.or.jp/technology/s01.php?no=373>

事例① 新柏クリニック

〈木質耐火部材を用い木造化した人工透析治療のための病院施設〉

効果：利用患者数が増えたとともに、看護師のリクルートでの応募数も増加（新柏クリニック談）



事例② Gビル自由が丘01 B館

〈耐火木造の商業テナントビル〉

効果：木質化で空間価値を高め、建設費に見合う賃料設定ができた（シェルター（株）談）



事例③ JR秋田駅

〈県産材を活用し駅・自由通路・待合ラウンジを一体的に木質化〉

効果：ラウンジ等の利用者が倍増し、かつ1人1人の滞在時間も延びた（JR東日本談）



- 森林はCO₂を吸収し、固定するとともに、木材として建築物などに利用することで炭素を長期間貯蔵可能です。加えて、省エネ資材である木材や木質バイオマスのエネルギー利用等は、CO₂排出削減にも寄与します。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するためには、間伐の着実な実施に加えて、「伐って、使って、植えて、育てる」という資源の循環利用を進め、人工林の再造林を図るとともに、木材利用を拡大することが有効です。

■ 2050年カーボンニュートラルへの森林・木材分野の貢献



吸収源・貯蔵庫としての森林・木材

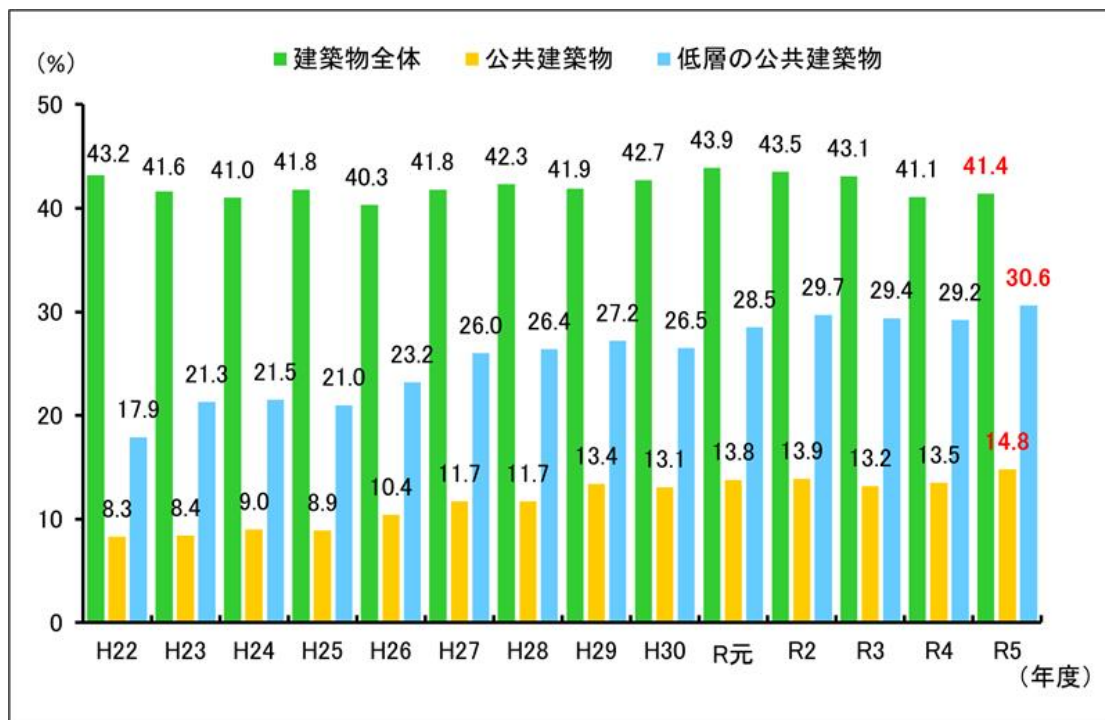
- **森林はCO₂を吸収**
 - ・樹木は空気中のCO₂を吸収して成長
- **木材は炭素を貯蔵**
 - ・木材製品として利用すれば長期間炭素を貯蔵

2022年の森林吸収量実績は約4,568万CO₂トン
(うち木材分は約358万CO₂トン)

公共建築物の木造化

- 平成22年に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が制定され、率先して公共建築物での木材利用を促進してきました。
- 公共建築物の木造率は上昇傾向で推移し、木材利用の取組は進展しています。

■ 建築物全体と公共建築物の木造率の推移



注1 国土交通省「建築着工統計調査」のデータを基に林野庁が試算。

注2 木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）に木材を利用したものをいう。建築物の全部又はその部分が2種以上の構造からなるときは、床面積の合計のうち、最も大きい部分を占める構造によって分類する。

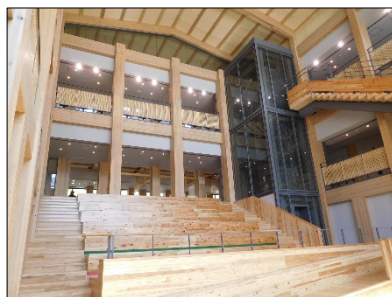
注3 木造率の試算の対象には住宅を含む。また、新築、増築、改築を含む（低層の公共建築物については新築のみ）。

注4 「公共建築物」とは、国及び地方公共団体が建築する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療・福祉施設等の建築物をいう。

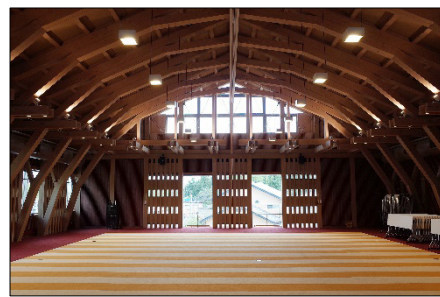
■ 公共建築物での木材利用の事例



流山市立おおぐろの森中学校
(千葉県流山市)



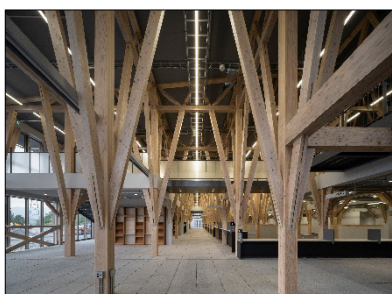
立命館アジア太平洋大学
グリーンcommons(大分県別府市)



白鷹町まちづくり複合施設
(山形県西置賜郡白鷹町)



新柏クリニック
(千葉県柏市)



大子町庁舎
(茨城県大子町)



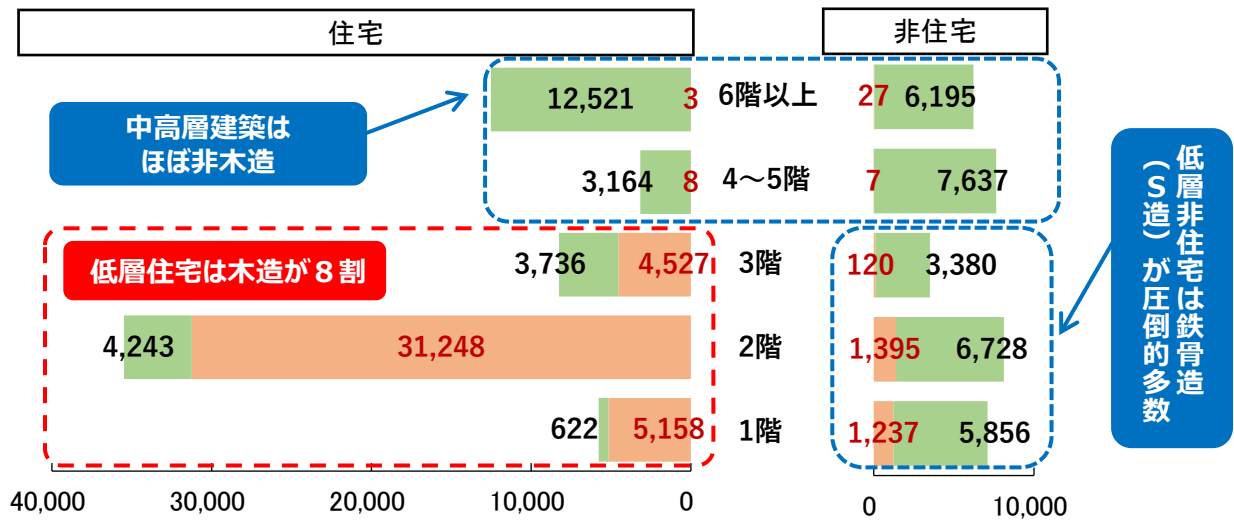
みやこ下地島空港ターミナル
(沖縄県宮古島市)

木材利用の更なる拡大に向けて

- 中高層建築物や低層非住宅建築物の木造率は低位であり、これらでの木材利用の拡大に向けて、木質耐火部材の開発普及支援などを実施しています。
- また、民間建築物等における木材利用促進に向けて、川上から川下までの関係者が一堂に会する官民協議会（ウッド・チェンジ協議会）を立ち上げました。

■ 用途別・階層別の着工建築物の床面積（2023年）

建築物全体の木造率は44.7%



■ 中高層建築物・低層非住宅建築物での木材利用拡大に向けた取組

中高層建築物

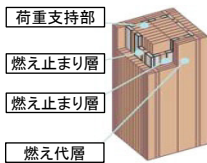


(鉄骨造+木造の混構造10階建て共同住宅)

- 中大規模木造建築物の設計者の普及・育成

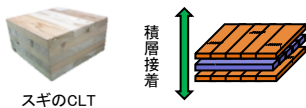


- 耐火部材の開発普及支援



・コスト削減
・断面の縮小化等

- CLT等の中高層木造モデル実証支援等の利用拡大支援



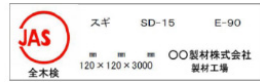
スギのCLT

低層非住宅建築物



(JAS構造材を活用した商業ビル)

- 構造計算に対応できるJAS無垢材の普及支援



- 国産材2×4部材の利用拡大支援



■ 民間建築物等における木材利用促進に向けた官民協議会

川上から川下までの各界の関係者が一堂に会する官民協議会「民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会」（通称「ウッド・チェンジ協議会」）を立ち上げ。令和3年9月に第1回会合を開催し、建築物での木材利用について各界における取組状況の発表や関係省庁から情報提供を行い、意見交換を実施。挙げられた課題を踏まえ、5つの小グループで検討を進める。

【参加団体・企業】

- ・ 経済同友会、日本経済団体連合会ほか（経済団体）
- ・ 日本建設業連合会、住宅生産団体連合会ほか（建設サイド）
- ・ 全国木材組合連合会ほか（木材供給サイド）
- ・ 全国森林組合連合会ほか（森林経営サイド）
- ・ 全国知事会、全国市長会、全国町村会（行政サイド）
- ・ 民間企業、関係省庁等

【会長】 隅修三氏



○ 農林水産省では、建築物に利用した炭素貯蔵量をわかりやすく表示するためのガイドラインを定めました。

■ 趣旨

木材利用の一層の促進を通じた地球温暖化防止を図るため、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を国民や企業にとってわかりやすく表示する方法を示したガイドラインを定めたもの。

■ ガイドラインの内容

建築物の所有者、建築物を建築する事業者等が、HWP※の考え方を踏まえて、建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量を自らの発意及び責任において表示する場合における標準的な計算方法と表示方法を示すもの。

※Harvested Wood Products（伐採木材製品）の略で、京都議定書第二約束期間からパリ協定下において、国内の森林から伐採・搬出された木材を製材、パネルなどとして建築物等に利用した場合にその炭素貯蔵量の変化量を温室効果ガス吸収量等として計上できることとされている。

ガイドライン及び炭素貯蔵量計算シートを林野庁HP内の下記URLに掲載しており、計算シートでは二酸化炭素の固定量を世帯当たりの排出量などと比較することが可能。

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/mieruka.html>

〔炭素貯蔵量（CO2換算量）計算式〕

$$Cs = W \times D \times Cf \times 44/12$$

Cs：建築物に利用した木材（製材のほか、集成材や合板、木質ボード等の木質資材をむ。）に係る炭素貯蔵量（t-CO2）
W：建築物に利用した木材の量（m3）（気乾状態の材積の値とする。）
D：木材の密度（t/m3）（気乾状態の材積に対する全乾状態の質量の比とする。）
Cf：木材の炭素含有率（木材の全乾状態の質量における炭素含有率とする。）

【表示例】

中層の木造ビルを想定した表示イメージ（例）

延べ床面積：1, 000㎡、 木材利用量合計：400㎡（国産材400㎡）

〇〇ビル（東京都〇〇区〇〇 〇〇）に利用した木材に係る炭素貯蔵量（CO2換算）

延べ床面積	国産材 利用量	国産材の 炭素貯蔵量 （CO2換算）	木材全体 利用量	木材全体の 炭素貯蔵量 （CO2換算）
1, 000 ㎡	400 ㎡	273 t-CO2	400 ㎡	273 t-CO2

この表示は、林野庁「建築物に利用した木材の炭素貯蔵量の表示ガイドライン」（令和3年10月1日付け3林政産第85号林野庁長官通知）に準拠し、この建築物に利用した木材が貯蔵している炭素（CO2換算）の量を示すものです。木材は、森林が吸収した炭素を貯蔵しており、木材を建築物等に利用していくことは、「都市等における第2の森林づくり」としてカーボンニュートラルへの貢献が期待されています。

【計算式】

木材の材積（㎡）× 密度（t/㎡）× 炭素含有率 × 44/12 = 炭素貯蔵量（CO2換算）（t-CO2）

【計算のイメージ】

○ 構造材（製材）	スギ	240㎡ × 0.331 t/㎡ × 0.50 × 44/12 = 145.6 t-CO2
○ 下地材（製材）	スギ	80㎡ × 0.331 t/㎡ × 0.50 × 44/12 = 48.5 t-CO2
○ 構造用合板	スギ	80㎡ × 0.542 t/㎡ × 0.493 × 44/12 = 78.4 t-CO2

文献により把握した
樹種別、製品別の
密度（t/㎡）を利用

文献により把握した
樹種別、製品別の
炭素含有率

炭素量を
二酸化炭素量に換算

合計 273 t-CO2

（責任者名）〇〇 〇〇 （連絡先） TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

改正の趣旨

脱炭素社会の実現への貢献が求められる中、これまで公共建築物を対象として木材利用の促進を図ってきた「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」について、より一層の木材利用の促進を図るため、民間建築物を含めた建築物一般に対象を拡げることとし、法律名が、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改められました。

法律の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」が追加されるとともに、

- ①木材利用の促進に関する基本理念を新設
 - ②基本方針等の対象を公共建築物から建築物一般に拡大
 - ③林業・木材産業の事業者に対して建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努める旨を規定
 - ④木材利用促進の日（10月8日）と木材利用促進月間（10月）の法定化
 - ⑤木材利用促進本部の新設
 - ⑥「建築物木材利用促進協定」制度の新設
- など、民間建築物を含む建築物全般での木材利用をさらに促進するため、施策の拡充を図る内容となっています。

- 戦後植林された国内の森林資源は本格的な利用期。
- 木材の利用は、森林循環（造林→伐採→木材利用→再造林）を通じて、森林のCO₂吸収作用を強化し、脱炭素社会の実現に貢献。
- 公共建築物等木材利用促進法の制定から10年が経過。
耐震性能や耐火性能等の技術革新や、建築基準の合理化により、木材利用の可能性も拡大。

民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進する法改正が必要

1 題名・総則の改正

(1) 題名・目的の改正 (題名、第1条)

- 題名を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改正
- 本法の目的に「脱炭素社会の実現に資すること」を追加

(2) 基本理念の新設 (新第3条)

- 木材利用の促進に関する基本理念を新設

(3) 林業・木材産業の事業者の努力 (新第6条第2項)

- 林業・木材産業の事業者は建築用木材等の適切かつ安定的な供給に努める旨を規定

(4) 木材利用促進の日・月間 (新第9条)

- 木材利用促進の日（10月8日）、木材利用促進月間（10月）を制定

2 建築物における木材の利用の促進に関する施策の拡充等

(1) 基本方針等の対象の拡大 (新第10条～第12条)

- 基本方針・都道府県方針・市町村方針の対象を公共建築物から建築物一般に拡大

(2) 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進等 (新第13条)

- 木造建築物の設計・施工に係る先進的技術の普及の促進、人材の育成、建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報提供等

(3) 建築物木材利用促進協定 (新第15条)

- 国・地方公共団体と事業者等による建築物における木材利用促進のための協定制度を創設
- 国・地方公共団体による協定を締結した事業者等への必要な支援

(4) 強度等に優れた建築用木材の製造技術の開発・普及の促進等 (新第16条)

- 強度・耐火性に優れた建築用木材の製造技術及び製造コスト低廉化技術の開発・普及の促進等

(5) 表彰 (新第31条)

- 国・地方公共団体による表彰

3 木材利用促進本部の設置 (新第25条～第30条)

- 木材利用促進本部を農林水産省に設置
(本部長：農林水産大臣、本部員：総務大臣・文部科学大臣・経済産業大臣・国土交通大臣・環境大臣等)
- 基本方針の策定、木材利用の促進に関する施策の実施の推進等

施行期日：令和3年10月1日（附則第1条）

○脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材利用の促進に関する法律（抄）

（基本理念）

第三条 木材の利用の促進は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、そのための脱炭素社会の実現が我が国の緊要な課題となっていることに鑑み、森林における造林、保育及び伐採、木材の製造、建築物等における木材の利用並びに森林における伐採後の造林という循環が安定的かつ持続的に行われることにより森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化が十分に図られることを旨として行われなければならない。

2 木材の利用の促進は、製造過程における多量の二酸化炭素の排出等による環境への負荷の程度が高い資材又は化石資源（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭をいう。以下同じ。）に代替して、森林から再生産することが可能である木材を利用することにより、二酸化炭素の排出の抑制その他の環境への負荷の低減が図られることを旨として行われなければならない。

3 木材の利用の促進は、森林の有する国土の保全、水源の涵養その他の多面的機能が持続的に発揮されるとともに、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展を通じて山村その他の地域の経済の活性化に資することを旨として行われなければならない。

3 国の基本方針について

木材利用促進本部において、令和3年10月1日に基本方針を策定しました。

(1) 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

国産材の利用拡大は、林業・木材産業の持続性を高め、森林の適正な整備、地域経済の活性化、脱炭素社会の実現に資すること等から、国は、地方公共団体、事業者、国民と相互に連携・協力を図りつつ、基本理念を踏まえ、非住宅建築物や中高層建築物を含む建築物全体での木材の利用を促進していきます。

(2) 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

木造建築物の設計・施工に関する先進的な技術の普及や人材育成、建築用木材・木造建築物の安全性に関する情報提供を図るとともに、建築物木材利用促進協定制度に基づく取組を支援すること、公共建築物において率先して木材の利用を図ること、安全性を確認した上で建築基準の更なる合理化等に取り組むこと等により、建築物における木材の利用を促進していきます。

また、木材利用促進の日や木材利用促進月間に重点的な普及啓発等を行い、木材利用の促進を国民運動として進めていきます。

(3) 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

国が整備する公共建築物においては、製材等のほか、CLT、木質耐火部材等を活用しながら、コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化するとともに、内装等の木質化を推進します。

(4) 建築用木材の適切かつ安定的な供給に関する基本的事項

木材の供給に携わる者による木材の適切かつ安定的な供給に向けた取組、CLT等の強度等に優れた建築用木材の製造技術の開発等を促進していきます。

「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」の構成

＜基本方針の構成＞

＜主なポイント＞

第1 建築物における木材の利用の促進の意義及び基本的方向

- 1 建築物における木材の利用の促進の意義
- 2 建築物における木材の利用の促進の基本的方向

第2 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- 1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等
- 2 住宅における木材の利用の促進
- 3 建築物木材利用促進協定制度の活用
- 4 公共建築物における木材の利用の促進
- 5 規制の在り方の検討等
- 6 木材の利用の促進の啓発と国民運動

第3 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標

第4 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項

第5 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

- 1 木材の供給に携わる者の責務
- 2 木材製造の高度化に関する計画に関する事項
- 3 建築物に係る建築用木材の生産に関する技術の開発等に関する事項

第6 その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

- 1 都道府県方針又は市町村方針の作成に関する事項
- 2 公共建築物の整備等においてコスト面で考慮すべき事項
- 3 建築物における木材の利用の促進のための体制の整備に関する事項

- 法の**基本理念**を踏まえて木材の利用を促進
- **非住宅の建築物や中高層建築物の木造化等**の促進により、**脱炭素社会の実現、地域の経済の活性化等**へ大きく貢献

- 建築物における木材利用は、**快適な生活空間の形成**にも寄与
- **林業・木材産業事業者の建築用木材の安定供給**に係る努力義務

- **木造建築物の設計・施工の先進的な技術の普及、人材育成、建築用木材等の安全性に関する情報提供**

- **建築物木材利用促進協定制度の積極的な周知**

- **公共建築物における率先的な木造化・内装等の木質化**

- 安全性の確認を踏まえた**建築基準の更なる合理化の検討**

- **木材利用促進の日（10月8日）、木材利用促進月間（10月）における重点的な普及啓発・国民運動化、顕著な功績のある者の表彰**

- **コスト・技術面で困難な場合を除き、原則木造化**

- **CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材の製造技術、製造費用の低廉化に資する技術の開発及び普及**

基本方針について、詳しくは、林野庁HP

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/>) に掲載しています。

4 建築物木材利用促進協定について

- 令和3年の法改正において、建築物における木材利用を促進するために、「建築物木材利用促進協定」制度が創設されました。
- 建築主となる事業者等は、建築物における木材利用の構想を実現するため、国又は地方公共団体と本協定を締結することができます。
- 本協定は、地域材の利用促進や川上から川下が連携した木材の安定的な供給体制の構築にも活用できます。

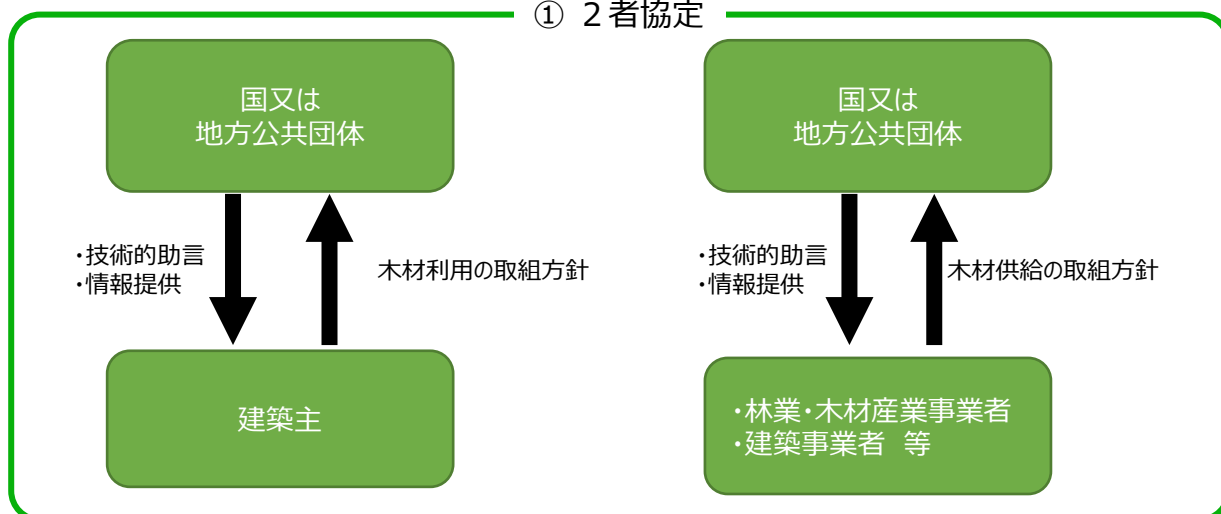
1 協定の目的

この協定制度は、建築主たる事業者等が国又は地方公共団体と協働・連携して木材の利用に取り組むことで、民間建築物における木材の利用を促進することを目的としています。

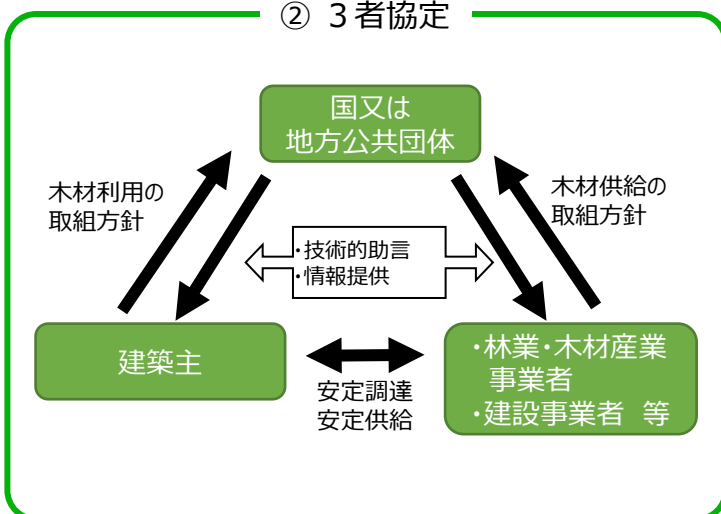
協定を締結し、建築主たる事業者等が、建築物木材利用促進構想の実現のため、国や地方公共団体と連携して取り組むことで、民間建築物における木材利用を促進し、脱炭素社会・持続可能な社会の実現を目指します。

2 協定の形態のイメージ

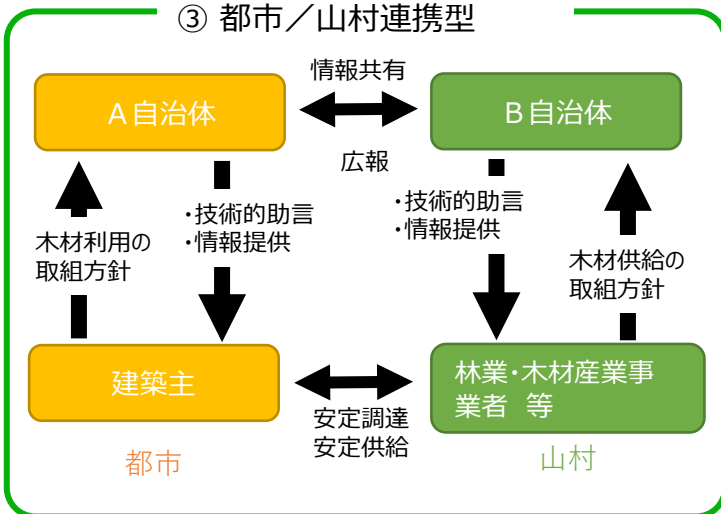
① 2者協定



② 3者協定



③ 都市／山村連携型



3 協定の内容

協定には、以下の事項を記載します。 ※協定の参考例は本書P.17～19をご覧ください。

- ① 協定締結者
- ② 建築物木材利用促進構想の内容
 - ・木材を利用する協定締結者による「木材の利用に関する構想」
 - ・木材の供給などを通じて木材利用の促進を行う協定締結者による「木材の利用の促進に関する構想」を協定締結者ごとに記載します。
- ③ 構想の達成に向けた取組の内容
 - ②の構想を達成するための取組について、協定締結者ごとに記載します。可能な限り数値目標を示し、具体的な取組を記載します。地域の特色を活かした内容を記載することができます。
- ④ 国又は地方公共団体の取組
- ⑤ 協定の対象区域
- ⑥ 協定の有効期間



4 協定締結のメリット

建築主となる事業者

- ホームページに公表されることやメディアに取り上げられること等により、当該事業者の社会的認知度が向上するだけでなく、環境意識の高い事業者として、社会的評価も向上します。
- 木材利用による炭素固定など環境保全への貢献は、E S G投資など新たな資金獲得につながる可能性があります。
- 国や地方公共団体による、財政的な支援を受けられる可能性が高まります。
(例：一部予算事業における加点等優先的な措置)

林業・木材産業事業者

- 信頼関係に基づくサプライチェーンが構築できます。
- 事業の見通しができるようになり経営の安定化が図られます。
- 林業・木材産業が環境保全に資するという国民理解の醸成が進みます。

建設事業者

- 信頼関係の構築による安定的な需要の確保が期待できます。
- サプライチェーンの構築による安定的な木材調達ができます。
- ホームページに公表されることやメディアに取り上げられること等により、技術力のアピールができ社会的認知度も向上します。

5 協定締結の手続

協定締結までの作業は以下の流れで行います。

(1) 事前相談

- 協定締結を希望する事業者等は、(2)に記載する申入れ書の提出先に、事前の相談を行います。相談先が分からない場合は、まずは、国又は各都道府県の窓口にお問い合わせください。

(2) 協定締結希望者による申入れ

- 協定締結を希望する事業者等は、協定を締結しようとする相手方が国の場合は農林水産大臣に、地方公共団体の場合は、地方公共団体の長に申入れ書を提出します。
複数の事業者が連名で協定する場合、申入れ書の提出は代表となる者が行ってください。

【申入れ書の提出先】

- ・国の場合：農林水産省 林野庁 木材利用課
- ・地方公共団体の場合：各都道府県・市町村の窓口（木材利用施策を担当する林務部局など）

※国への申請方法は本書P.20を参考にしてください。

- 申入れ書の内容が法の目的や基本理念、基本方針に照らして適当なものか確認し、協定締結の応否を判断します。

(3) 協定内容の調整

- 申し入れ内容の確認後、申入れ者と協議を行い、協定の内容について調整します。

(4) 協定の締結、公表

- 協定を締結した後、協定の内容をHP等にて公表します。

※公表の内容は、協定の名称、協定の対象区域、協定の有効期間、協定に参加する者の氏名です。

6 申入れ書の記載内容

申入れ書には以下の内容を記載いただきます。

詳しくは、本書P.21をご覧ください。

※申入れ書の様式は林野庁HP

(https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuri_kyoutei/kuni_kyoutei.html) からダウンロードできます。(添付書類についても御確認ください。)

- ① 申入れ者の氏名、住所
- ② 構想の内容
- ③ 構想の達成に向けた取組の内容
- ④ 構想の対象区域
- ⑤ 構想の達成に向けた取組の実施期間

別添様式 第1 編第2 項関係表)

環境物々利用直達給定地の編定の申入れ書

図 環境番号: _____
年 月 日

所 氏名
申入れ者 住所

環境物々利用直達給定地の編定の平議及び公衆事項を定める省首第1 条第1 項の規定により、次のとおり、環境物々利用直達給定地の編定を申し入れます。

標記の内容	
標記の建設に附けた区域の附帯	
標記の対象区域	
標記の建設に附けた区域の区域図	

備考

- 1 第1 項の欄には、記載しないこと。
- 2 申入れ書の納入にあつては、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、する事業地の所在地を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4 とすること。

7 建築物木材利用促進協定制度 に関する Q&A

<相談>

Q 協定締結を検討しています。どこに相談すればよいですか？

国（農林水産大臣、総務大臣、経済産業大臣、文部科学大臣、国土交通大臣又は環境大臣）との協定締結を希望する場合、林野庁木材利用課にご相談ください。

地方公共団体との協定締結を希望する場合、建築物木材利用促進構想の対象区域を管轄する地方公共団体の窓口（木材利用施策を担当する林務部局など）にご相談ください。

相談先に迷った場合、まずは、国又は都道府県の窓口にご相談ください。

<協定が締結できる者>

Q 建築主以外の事業者等であっても、協定を締結することができますか？

協定締結の申入れ者について、主に建築主である事業者を想定していますが、建築主である事業者に木材利用を働きかける立場にある事業者等※の役割も大きいことから、このような立場にある事業者等についても協定を締結することができます。

※例えば、木材・建設関係団体、木材供給事業者、建設事業者など

Q 企業でなくても協定が締結できますか？

本協定が締結できる「事業者等」は、事業者又は事業者団体を指します。ここで「事業」とは、一定の目的をもって継続的に行われている活動をさし、営利目的か否かは問いません。

なお、事業活動ではなく、例えば、個人として住宅を取得する場合は本協定の対象外となります。

<協定締結の相手方>

Q 協定は、国、県、市町村のどこと結べばよいですか？

協定を締結しようとする相手方について、申入れ書に記載する建築物木材利用促進構想の対象区域に応じて選択します。

対象区域が複数の市町村にまたがる場合については、原則として、

- ① 各市町村に固有の役割を求める場合にあっては当該関係市町村と
- ② 上記①に該当しない場合にあっては関係市町村が属する都道府県と
- ③ 市町村及び都道府県にそれぞれ固有の役割を求める場合にあっては当該市町村及び都道府県と

協定を締結することとしています。

また、対象区域が複数の都道府県にまたがる場合は、原則として、区域内の全ての都道府県と協定を締結することとしています。ただし、対象区域が地方ブロック全体、地方ブロックを超える区域又はその他同等以上に広域の区域である場合には、国と協定を締結することも想定されます。

複数の地方公共団体と協定を締結する場合においては、事業者等と各地方公共団体とで個別にそれぞれ協定を締結する形式のほか、事業者等と複数の地方公共団体が連名で一本の協定を締結する形式のいずれも可能です。

なお、複数の地方公共団体と一本の協定を希望する場合であっても、協定締結の申入れは、該当する地方公共団体の長にそれぞれ行います。

対象区域		協定締結の相手方
一の市町村内の区域		市町村
複数の市町村にまたがる区域		以下のいずれか。 ①区域内の全ての市町村 ②都道府県 ③都道府県及び区域内の全ての市町村
一の都道府県内の区域		都道府県
複数の都道府県にまたがる区域		区域内の全ての都道府県
	うち、地方ブロック全体、地方ブロックを超える区域その他同等以上に広域の区域	以下のいずれか。 ①国 ②区域内の全ての都道府県
全国の区域		①国 ②都道府県及び市町村※ ※特定地域の木材を全国各地の建築物で利用する取組を実施する場合 等

Q 都道府県方針や市町村方針を策定していない地方公共団体と協定を締結できますか？

令和3年10月1日に策定された国の基本方針に即した都道府県方針又は当該都道府県方針に即した市町村方針が未策定（未改定）の地方公共団体との間であっても、協定を締結することは可能です。

なお、令和6年度中にすべての都道府県の方針が改定され、すべての市町村で方針が策定（改定）される見込みですので、令和7年度以降は方針を策定している地方公共団体と協定を締結することが望ましいと考えています。

Q 本協定を締結することによって優先的に支援が受けられる国の補助事業があり、それを活用したい場合、当該補助事業を所管する省と協定を締結する必要がありますか？

例えば、農林水産省の補助事業のうち、協定締結者を優先的に支援することとしている事業については、農林水産省だけでなく、他省や地方公共団体と建築物木材利用促進協定を締結している場合であっても優先的に支援する考えです。

各省の補助については「建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ」に、地方公共団体の補助については所管する地方公共団体に御確認ください。

<協定の内容>

Q 建築物木材利用促進構想は、数値目標が必須ですか？また、協定の有効期間の設定に上限や下限はありますか？

構想の具体性を担保する観点から、数値での目標が盛り込まれていることが望ましいですが、定性的な目標の構想も可能です。

また、協定の有効期間について、上限や下限を設けておりませんが、あまりに長期の場合、具体的な構想と考えるにくいことや、経済事情その他情勢の変化により基本方針が大きく変更される可能性もあることや、あまりに短期の場合には、建築物への木材利用の促進による山村や地域経済の活性化に資する持続的な取組として定着しがたいことなどから、3～5年間程度とすることが妥当であると考えています。

なお、制度の趣旨から、協定の有効期間について自動延長を規定することは、適切ではありません。

Q 協定締結の応否はどのように判断されるのですか？

申入れ書に特段の不備がなく受理した場合は、法の目的や基本理念、国の基本方針に照らして適当なものであるか、手続きを定めた省令に即したものであるか、都道府県方針を定めている都道府県にあっては当該都道府県方針に、市町村方針を定めている市町村にあっては当該市町村方針に照らして適当なものであるか、関係する省や地方自治体の施策との整合性、その施策への寄与度等を勘案して、協定締結の応否の判断を行います。

なお、反社会的勢力との協定締結や各種法令に違反する内容の協定締結には応じることができません。

Q 協定のひな型はありますか？

①2者協定、②3者協定、③都市/山村連携型の3タイプの協定の参考例を本書P.17～19に掲載しています。この参考例では、最低限の記載内容を提示していますが、地域の特色を反映した内容の協定とすることも可能です。

Q どのような協定締結事例がありますか？

国や地方公共団体における協定締結事例を林野庁HPで紹介しています。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuri_kyoutei/index.html



<国への協定締結申入れ>

Q 国との協定締結を希望する場合、どのような手続きで申入れしたらよいですか？

本書P.20～21をご覧ください。

建築物木材利用促進協定（2者協定の場合）参考例

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項に基づき、〇〇株式会社（以下「甲」という。）と〇〇県（以下「乙」という。）は、〇〇建築物木材利用促進協定を締結する。 1. 目的 この協定は、甲と乙が連携・協力することにより、甲の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」（以下、「建築物木材利用促進構想」という。）に基づく取組を促進し、その達成に寄与することを目的とする。 2. 建築物木材利用促進構想 （1）構想の内容 甲は、自社の店舗等の整備にあたり、構造や内外装に地域材を積極的に利用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現や山村の活性化等に貢献する。 （2）構想の達成に向けた取組の内容 ① 甲は、今後5年間に建設予定の建築物すべてにおいて、床面積1㎡当たり〇㎥以上の地域材を利用する設計を基本とし、5年間で計5,000㎥の地域材を利用する（過去5年間の地域材利用量1,000㎥の5倍に相当）。その際、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第20条第1項に基づく登録木材関連事業者が合法性の確認をした木材を利用する。 ② 甲は、木材利用の意義やメリットについて、シンポジウムや動画等で積極的に情報発信する。 3. 甲の構想を達成するための乙による支援 乙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的な意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲の木材利用の取組について情報発信する。	4. 構想の対象区域 全国 5. 本協定の有効期間 本協定の有効期間は、締結の日から、令和〇年〇月〇日までとする。 6. その他 （1）実施状況の報告 甲は、乙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。 （2）協定の変更及び協議 甲及び乙は、この協定の内容を変更する必要があるが生じた場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要があるが生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。 （3）協定の解除 甲及び乙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるとする。 この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が押印の上、各自の一通を保管する。 令和〇年〇月〇日 甲 〇〇株式会社 代表取締役 乙 〇〇県知事
--	--

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項に基づき、〇〇株式会社（以下「甲」という。）と、株式会社〇〇（以下「乙」という。）と〇〇県（以下「丙」という。）は、〇〇建築物木材利用促進協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲及び乙と丙が連携・協力することにより、甲及び乙の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」（以下、「建築物木材利用促進構想」という。）に基づく取組を促進し、その達成に寄与することを目的とする。

2. 甲による建築物木材利用促進構想

(1) 構想の内容

甲は、乙と連携し、自社の店舗等の整備にあたり、構造や内外装に地域材を積極的に利用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現や山村の活性化等に貢献する。

また、再造林を推進することにより、森林資源の循環利用に貢献する。

(2) 構想の達成に向けた取組の内容

① 甲は、乙と連携し、今後5年間に建設予定の建築物すべてにおいて、床面積1㎡当たり〇㎡以上の地域材を利用する設計を基本とし、5年間で計5,000㎡の地域材を利用する（過去5年間の地域材利用量1,000㎡の5倍に相当）。その際、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第20条第1項に基づく登録木材関連事業者が合法性の確認をした木材を利用する。

② 甲は、必要な木材を確実に調達できるよう、必要な材積、樹種、寸法などの情報を乙と共有し、十分な時間的余裕をもって調整を図るよう努める。

③ 甲は、乙と連携し、木材を調達した伐採跡地において、植林活動を行う。

④ 甲は、乙と連携し、木材利用意義やメリットについて、シンポジウムや動画面等で積極的に情報発信する。

3. 乙による建築物木材利用促進構想

(1) 構想の内容

乙は、甲による建築物の木材利用を促進するため、地域材の安定供給等の協力を行うとともに、森林資源の循環利用、ひいては2050年カーボンニュートラルの実現に貢献していく。

(2) 構想の達成に向けた取組の内容

① 乙は、甲による〇〇地域での建築物の整備にあたり、あらかじめ供給体制を整え、店舗等の建設で求められる品質や量の供給を適時に行うよう努める。

② 乙は、甲の建築物に利用した木質部材や供給体制の構築等の取組について、他者による取組の参考となるよう、情報を広く発信する。

③ 乙は、森林資源の循環利用のため、甲と連携して伐採跡地での植林活動を行う。

4. 甲及び乙の構想を達成するための丙による支援

丙は、甲及び乙の構想の達成に向けて、甲及び乙に対して技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、定期的に意見交換や木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲の木材利用の取組について情報発信する。

5. 構想の対象区域
〇〇県

6. 本協定の有効期間
本協定の有効期間は、締結の日から、令和〇年〇月〇日までとする。

7. その他

(1) 実施状況の報告

甲及び乙は、丙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲、乙及び丙は、この協定の内容を変更する必要があるが生じた場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要があるが生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲、乙及び丙は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙が押印の上、各自その一通を保管する。

令和〇年〇月〇日

甲 〇〇株式会社 代表取締役
乙 〇〇林業株式会社 代表理事
丙 〇〇県知事

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第15条第1項に基づき、〇〇株式会社（以下「甲」という。）、〇〇林業株式会社（以下「乙」という。）及び〇〇市（以下「丙」という。）、〇〇村（以下「丁」という。）は、〇〇協定を締結する。

※丙は都市部にある建築物を整備する区域の地方自治体、丁は山村地域にある木材供給区域の地方自治体を想定。

1. 目的

この協定は、甲、乙、丙及び丁が連携・協力することにより、甲の「建築における木材の利用の促進に関する構想」（以下、「建築物木材利用促進構想」という。）及び乙の「木材の利用の促進に関する構想」について、甲及び乙による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

この協定は、甲及び乙と丙が連携・協力することにより、甲及び乙の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」（以下、「建築物木材利用促進構想」という。）に基づく取組を促進し、その達成に寄与することを目的とする。

2. 甲による建築物木材利用促進構想

(1) 構想の内容

甲は、自社の店舗等の整備にあたり、構造や内外装に地域材を積極的に利用することにより、2050年カーボンニュートラルの実現や山村地域の活性化等に貢献する。

また、再造林を推進することにより、森林資源の循環利用に貢献する。

(2) 構想の達成に向けた取組の内容

① 甲は、今後5年間に建設予定の建築物すべてにおいて、床面積1㎡当たり0㎡以上の地域材を利用する設計を基本とし、5年間で計5,000㎡の地域材を利用する（過去5年間の地域材利用量1,000㎡の5倍に相当）。その際、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第20条第1項に基づく登録木材関連事業者が合法性の確認をした木材を利用する。

② 甲は、必要な木材を確実に調達できよう、必要な材積、樹種、寸法などの情報を乙と共有し、十分な時間的余裕をもって調整を図るよう努める。

③ 甲は、乙と連携し、森林資源の循環利用のため、伐採跡地での植林を行う。

④ 甲は、乙、丙及び丁と連携し、木材利用意義やメリットについてシンポジウムや動画等で積極的に情報発信する。

3. 乙による木材の利用の促進に関する構想

(1) 構想の内容

乙は、甲による建築物の木材利用を促進するため、地域材の安定供給等の協力を行うことにより、地域の森林資源の循環利用、ひいては2050年カーボンニュートラルの実現に貢献する。

(2) 構想の達成に向けた取組の内容

① 乙は、甲による〇〇地域での建築物の整備にあたり、あらかじめ供給体制を整え、店舗等の建設で求められる品質や量の供給を適時に行うよう努める。

② 乙は、甲の建築物に利用した木質部材や供給体制の構築等の取組について、他者による取組の参考となるよう、情報を広く発信する。

③ 乙は、森林資源の循環利用のため、甲と連携して伐採跡地での植林を行う。

4. 甲及び乙の構想を達成するための丙及び丁による支援

丙及び丁は、甲及び乙の構想の達成に向けて、丙は甲に対して、丁は乙に対してそれぞれ技術的助言や活用可能な補助事業等の情報提供を行うとともに、木材利用に関する相談窓口・専門家の紹介などを行う。また、本協定に基づく甲及び乙の取組を積極的に広報する。

また、丙及び丁は連携し、意見交換の場として協議会を設けるなど甲及び乙による木材利用促進の取組が円滑に進むよう支援する。

5. 構想の対象区域

東京都〇〇市（建築物の整備区域）及び〇〇県〇〇郡〇〇村（木材供給区域）

6. 取組の実施期間、本協定の有効期間

取組の実施期間及び本協定の有効期間は、締結の日から、令和〇年〇月〇日までとする。

7. その他

(1) 実施状況の報告

甲及び乙は、丙又は丁が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

(2) 協定の変更及び協議

甲、乙、丙及び丁は、この協定の内容を変更する必要があるが生じた場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要があるが生じた場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

(3) 協定の解除

甲、乙、丙及び丁は、他の協定者がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁が押印の上、各自その一通を保管する。

令和〇年〇月〇日

甲 〇〇株式会社 代表取締役

乙 〇〇林業株式会社 代表理事

丙 〇〇市長

丁 〇〇村長

8 国と協定を締結する場合の手続について

(1) 事前相談

- ・協定締結を希望する事業者等は、林野庁木材利用課にメールによる事前相談を行います。

相談先：林野庁木材利用課のメールアドレス（wood-change_kyoutei(at)aff.go.jp）

（メール送信の際は(at)を@に変更してください）

(2) 協定締結希望者による申入れ

- ・協定締結を希望する事業者等は、協定を締結しようとする相手方が国の場合は農林水産大臣に申入れ書を提出します。
- ・申入れ書の記載内容は、本書P.21を参照してください。提出方法は、下記①～③のいずれかです。
- ・国は、提出された申入れ書の内容が法の目的や基本理念、基本方針に照らして適当なものか等を確認し、協定締結の応否を判断します。
- ・協定締結に応じることとした場合、「（3）協定内容の調整」に進みます。

申入れ書様式及び記載内容

申入れ書様式は、林野庁HP

（https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuri_kyoutei/kuni_kyoutei.html）に掲載。

記載内容は、本書P.21「申入れ書の記載例及び留意点」を参照してください。



提出方法

①農林水産省共通申請サービス（eMAFF）

<https://e.maff.go.jp/PortalLogin?ec=302&startURL=%2Fs%2F>を通じて提出。
記入方法等は上記林野庁HP掲載のマニュアルを参照してください。

②電子メール

林野庁木材利用課のメールアドレス（wood-change_kyoutei@aff.go.jp）に提出。

③郵送

（メール送信の際は(at)を@に変更してください）

〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省 林野庁 木材利用課 民間施設木材利用促進班 宛に提出。

(3) 協定内容の調整

- ・国は、申入れ者との協議を行い、協定内容に係る調整（※）を行います。

（※）連携内容、手法、協定締結大臣等

(4) 協定の締結・公表

- ・協定を締結した後、協定の内容等（※）を公表します。

（※）協定の名称、対象区域、有効期間、協定参加者の氏名

9 申入れ書の記載例及び留意点

別記様式（第1条第2項関係）

建築物木材利用促進協定の締結の申入れ書

※ 整理番号：

年 月 日

① 殿

氏名

住所

② 申入れ者

建築物木材利用促進協定の締結の手続及び公表事項を定める省令第1条第1項の規定により、次のとおり、建築物木材利用促進協定の締結を申し入れます。

構想の内容	③
構想の達成に向けた取組の内容	④
構想の対象区域	⑤
構想の達成に向けた取組の実施期間	⑥

備考

1 ※の欄には、記載しないこと。

2 申入れ者が法人にあっては、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

④ 構想の達成に向けた取組の内容

数値目標を記載するなど、**できるだけ具体的に**内容を記載ください。
※協定書の参考例をご参照ください。

⑤ 構想の対象区域

取組の実施予定区域を記載ください。
(記載例)

- ・全国
- ・A県、B県及びC県
- ・D県
- ・E市及びF町

⑥ 取組の実施期間

取組内容を具体的に記載し、それを実際の行動に移していた
だくために、**概ね3～5年程度の期間設定**としてください。

※申入れ書の様式は林野庁HP
(https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuri_kyoutei/kuni_kyoutei.html)
からダウンロードできます。

① 申入れ書の提出先

- a.国との協定締結を希望する場合
「農林水産大臣」と記載ください。
- b.地方公共団体との協定締結を希望する場合
建築物木材利用促進構想の対象区域を管轄
する都道府県知事又は市町村長（特別区の区
長を含む）を記載ください。

特定の市町村との連携、協働を志向するなどの理由により、複数の地方公共団体と協定を締結しようとする場合は、欄外でよいので、同様の申入れを行っている他の地方公共団体の名称を明記してください。

複数の事業者等が連名での協定締結を希望するする場合、申入れ書の提出は代表となる者が行ってください。

② 申入れ者の氏名及び住所

- a.申入れ者が個人の場合
氏名、住所を記載ください。
- b.申入れ者が法人の場合
法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地を記載ください。
- c.添付書類として、申入れ者が法人の場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書、個人事業者の場合は住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものを提出ください。

同一の協定を締結しようとする事業者等が複数いる場合は、代表者のみの情報を記載するのではなく、全ての事業者等の情報を記載すること。

③ 構想の内容

個別の取組を進め、**どのようなことを実現したいか**を記載ください。
※協定書の参考例をご参照ください。

国との協定においては、締結を希望する省名を記載してください。

5 建築物における木材利用の優良事例情報

林野庁「公共建築物における木材利用優良事例集」

- ・ 中大規模木造公共建築物事例集
- ・ 公共建築物における木材利用優良事例集
https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/zirei_sankou/index.html

国土交通省HP「公共建築物における木材の利用の取組に関する事例集」(全国営繕主管課長会議)

- ・ 公共建築物における木材の利用の取組に関する事例集（令和2年版）
https://www.mlit.go.jp/gobuild/moku_torikumi.html#moku_jireiR2

木材利用推進コンクール（木材利用推進中央協議会）

- ・ 総理大臣賞、文部科学大臣賞、農林水産大臣賞、国土交通大臣賞、環境大臣賞等受賞作品の紹介
<http://www.jcatu.jp/commendation/list.html>

ウッドデザイン賞（（一社）日本ウッドデザイン協会）

- ・ 全受賞作品のデータベース
<https://www.wooddesign.jp/>

中大規模木造建築データベース

- ・ 中大規模木造建築物の事例や使用された木質部材、技術者等の情報を一元的に提供
<https://www.daimoku.jp/>

6 その他の参考情報URL

林野庁HP「木材の利用の促進について」

- ・ 関係法令や基本方針、協定制度、木材利用促進本部、木造建築物の事例、ウッド・チェンジ協議会、建築物の木造化・木質化支援事業コンシェルジュ、クリーンウッド法、炭素貯蔵量ガイドライン、普及啓発資料、イベント情報など幅広く掲載。
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/>

（一社）木を活かす建築推進協議会HP

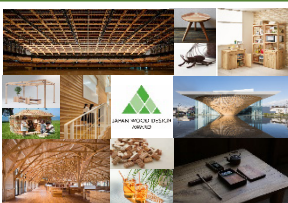
- ・ 「中大規木造建築のための地域間連携ツール」や「木を活かした医療施設・福祉施設の手引き」など、地域において非住宅建築物の整備に取り組む際の課題解決に向けて参考となる情報を多数掲載。
<http://www.kiwoikasu.or.jp/index.php>

全国木材協同組合連合会運営サイト「Love Kinohei」

- ・ 外構部や非住宅建築物の木造化・木質化など、木の街づくりに関する一般向けの情報を掲載。
<https://love.kinohei.jp/>

中大規模木造建築ポータルサイト

- ・ 中大規模建築を木でつくるための技術・情報集約サイト。補助事業や表彰制度も紹介。
<https://mokuzouportal.jp/index.html>



ウッド・チェンジ
木づかいが 森をよくする 暮らしを変える

